

令和 4年度施工

業務設計書（公示用）

業務名： 穴の川中央緑地遊具更新業務

令和 4年 8月 単価適用

南区土木部維持管理課公園緑化係

業務説明書

1. 業務の概要

【既存遊具等の撤去】 園名板 シェルター 四阿 水飲台 コンビネーション遊具 ツイストボード ジャンピングポール 砂場 【遊具等の設置】 園名板 水飲台A シェルターC 縁台C ゴム遊具(大中小)計3基 大一流滑台 ゴムチップマット(500×500) 大型2連ブランコ 大型ブランコ境界明示柵 三間鉄棒 背付きベンチS4基 【遊具修繕】 背伸ばしベンチ腰板交換26本

2. 施工場所 札幌市南区石山611番地3ほか

3. 業務の期間 契約書に示す着手の日から令和5年3月15日までとする。

4. 図面 3枚

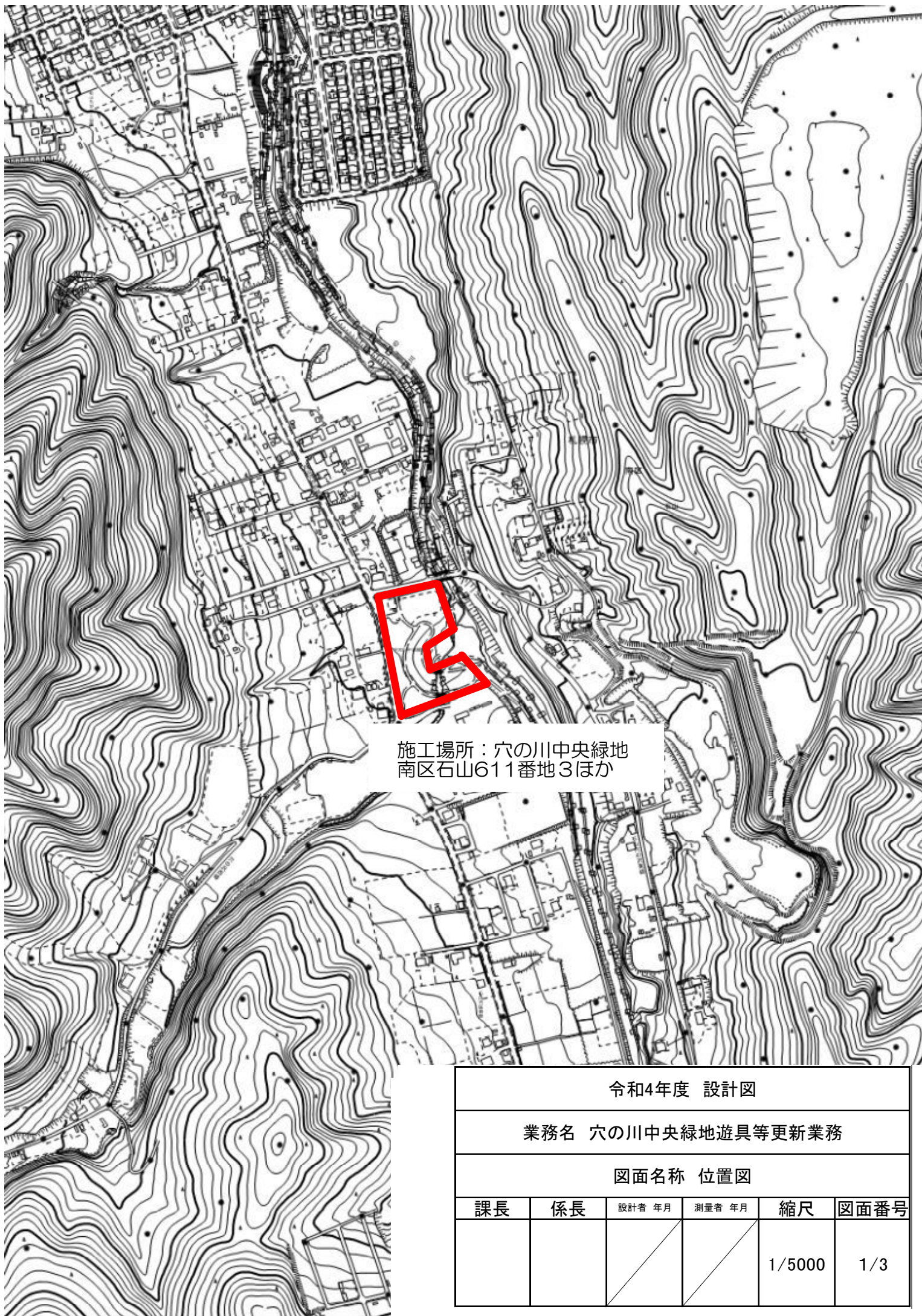
5. 仕様書 札幌市土木工事共通仕様書ならびに土木工事標準図集による。作工図については、札幌市造園工事標準図および札幌市造園工事参考図による。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

()	業務名称	穴の川中央緑地遊具更新業務
-----	------	---------------

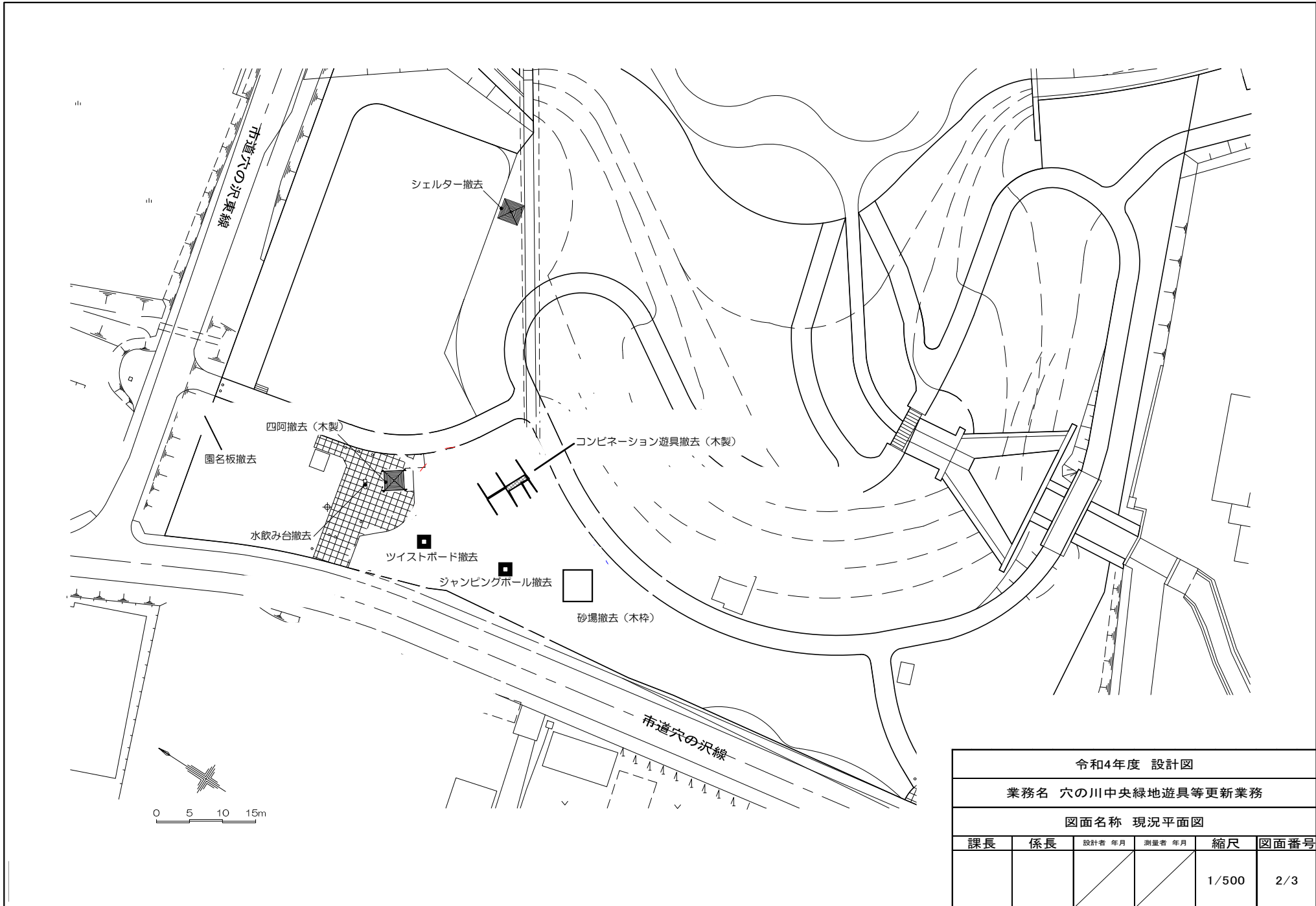
1. 設計金額

区 分		設計金額 (円)
業務委託費		
内 訳	業務価格	
	消費税等相当額	
支 給 品 費		

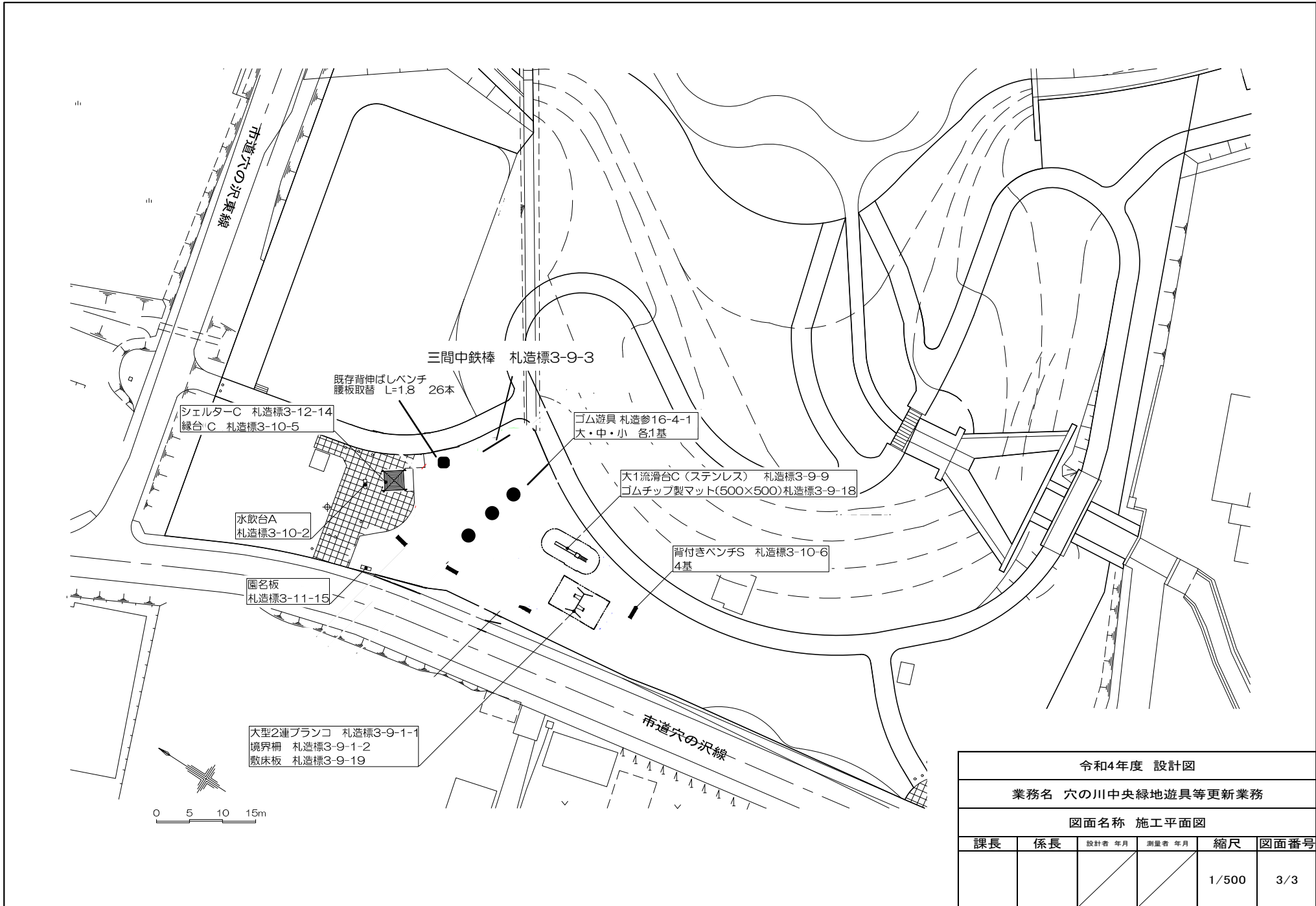


施工場所：穴の川中央緑地
南区石山611番地3ほか

令和4年度 設計図					
業務名 穴の川中央緑地遊具等更新業務					
図面名称 位置図					
課長	係長	設計者 年月	測量者 年月	縮尺	図面番号
				1/5000	1/3



令和4年度 設計図					
業務名 穴の川中央緑地遊具等更新業務					
図面名称 現況平面図					
課長	係長	設計者 年月	測量者 年月	縮尺	図面番号
				1/500	2/3



令和4年度 設計図					
業務名 穴の川中央緑地遊具等更新業務					
図面名称 施工平面図					
課長	係長	設計者 年月	測量者 年月	縮尺	図面番号
				1/500	3/3

特記仕様書

※「工事」を「業務」と読み替えること

本工事において適用する事項は、○が付いている項目である。

1. 共通事項

1) 建設リサイクル法施行に伴う手続き等について

本工事は『建設工事にかかる資材の再資源化に関する法律』が適用され、契約書に解体費用等の明記及び内容協議等の手続きが必要となるので留意すること。

2) 工事安全管理現場委員会について

工事施工にあたり、安全管理を図る目的で発注者及び受注者相互に協力し、「工事安全管理現場委員会」(以下「現場委員会」という。)を設置するものとする。なお、工事安全管理現場委員会組織図(別紙様式-1)を作成し、施工計画書に添付すること。

【現場委員会における必須事項】

(1) 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。

(2) 工事着手時は特に下記の事項に留意して工事の安全対策を行う。

- ① 工事現場内の整理・整頓に関する確認
- ② 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
- ③ 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
- ④ 工事現場内外での搬出車両等に対する災害防止対策
- ⑤ 土砂等の崩壊事故防止対策
- ⑥ 仮設構造物の安全確認
- ⑦ 地下埋設物の確認及び事故防止対策
- ⑧ 架空線又は高圧線の保全確認
- ⑨ 緊急事態発生時の体制と対策

(3) 工事期間中において、上記事項について安全対策を実施し、その評価を適宜行う。

(4) 安全パトロールにおいて、「指導」と評価された場合は、改善についての検討を行うとともに、必要な措置を講じる。

付記 その他の必要事項は、各現場において検討を行う。



3) 現場標識表について

掲示の注意事項

番号	標識名称	注意事項	掲示の根拠
①	施工体系図	工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示 標識寸法:規定なし(読みやすい大きさ) ※警備業者も記載(一次下請となる場合のみ)	・建設業法第24条の7第4項 ・入契法第15条第1項
②	建設業の許可票	公衆の見やすい場所に掲示 標識寸法:縦25cm以上×横35cm以上	・建設業法第40条 ・建設業法施行規則第25条
③	建設業退職金 共済制度適用事業主 の現場標識(シール)	現場事務所や工事現場の出入口など見やすい 場所に掲示 標識寸法:大・小シールのいずれか (現場労働者の中に中小企業退職金共済法に基 づく建設業退職金共済制度の対象者がいる場合 に掲示が必要)	・建退共制度改善方策について ・公共工事の入札及び契約の 適正化を図るための措置に関 する指針 ・札幌市建設工事施工体系適正 化指導要領第10条の2
④	労災保険関係成立票	事業場の見やすい場所に掲示 標識寸法:縦25cm以上×横35cm以上 地色:白・文字:黒	・労働者災害補償保険法 施行規則第49条 ・労働保険徴収法 施行規則第77条
⑤	施工体制台帳作成建設 工事に関する現場掲示	工事現場の見やすい場所に掲示 標識寸法:規定なし	・建設業法施行規則第14条の3
⑥	道路占用許可表示板	占用物件(場所)の見やすい場所に掲示 標識寸法:縦30cm×横40cm	・札幌市道路占用規則第5条
⑦	作業主任者一覧表	作業場の見やすい箇所に掲示 標識寸法:規定なし	・労働安全衛生法第14条 ・労働安全衛生規則第18条 ・労働安全衛生法施行令第6条
⑧	緊急時連絡表	事務所、詰所等の見やすい場所に標示 標識寸法:規定なし	・土木工事安全施工技術指針 第1章第4節の5(3) ・労働安全衛生規則第642条の3

※標識の様式については、「工事書類簡素化要領」の「現場掲示が必要な標識類」による。

札幌市工事管理室ホームページ(検査の手引き)

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kensa_no_tebiki.html

※工事名標示板については、札幌市造園工事標準図10-9を参考として監督員の承諾を得ること。



4) 諸法令の順守について

- (1)受注者は、諸法令の適用運用にあたり、当該工事に適用となる法令等を特定した上で、その一覧を施工計画書に明示し、監督員に提出すること。
- (2)適用になる法令等の届出等の実施に当たっては、事前に届出書等(写し)を施工計画書に明示し、監督員に提出すること。
- (3)届出書等に対する許可証等(写し)は「工事施工協議簿」に添付し、監督員に報告すること。



6) 交通誘導警備員について

工事の施工にあたっては、工事車両・資材等の搬入・搬出口その他必要な箇所に、交通誘導警備員1名以上配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。
なお、現地の状況、その他関係機関等との協議により、員数の増減が生じた場合は別途協議を行うこととする。



7) 成果品の提出について

成果品は、W540以下×D377以下×H325以下の丈夫な箱に収納することとし、詳細については監督員と協議すること。

公共工事における環境負荷を低減するため、しゅん功書類等を紙で提出する場合は、再生紙の使用及び両面印刷を行うよう努めること。

なお、下記書類についてはデータをCD等の電子媒体で提出すること。

(1) しゅん功出来形図一式

(2) 施工区域図(本工事での施工部分を着色したもの)

(3) 着手前・しゅん功写真(比較しやすいよう同じ場所・角度で撮影したもの)

(4) 使用資材総括表(資材名、規格、単位、数量、製造業者名、材質等を記入すること。

なお、参考様式はみどりの推進部HPの造園工事資料集に掲載している。)

(5) 建設副産物に係る情報入力システム(COBRIS)

※これにより難しい場合は、理由書並びに必要な資料を整理し工事監督員と協議すること。



8) 法定外の労災保険の付保について

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険証書等の写しを工事監督員に提出すること。



9) 排出ガス対策型建設機械について

(1) 排出ガス対策型建設機械の使用について

当該工事において以下に示す建設機械(規格)を使用する場合は、現場作業環境の改善、大気環境の保全を目的として排出ガス対策型第1次基準値又は第2次基準値の建設機械(以下、排対機械)を使用することを原則とする。

(2) 排対機械を使用出来ない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械(以下排対機械を含め、排対機械等)を使用することで排対機械と同等とみなす。

(3) ただし、リース会社に在庫が無い、自社持ち機械を使用する、浄化装置を装着できない等の理由により排対機械等を使用できない場合は、書面(協議簿等)により提出すること。

(4) 施工計画書には、排対機械等を使用するか、非排対機械を使用するかを明記すること。

(5) 施工現場において排対機械等の使用を確認(指定ラベル)できる写真撮影を行い工事監督員に提出すること。

(6) 排対機械等を使用できない場合については、本市の積算工種に応じて設計変更の対象とする。

使用する排出ガス対策型建設機械(一般工事)

機 種	規 格
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発電発動機(可搬式)・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(通称オフロード法)」の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	



10) 低騒音型機械の「みなし機械」の届出について

平成9年10月1日の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」施行以前に低騒音型建設機械として指定してきた建設機械(‘89ラベル)については、平成14年10月1日より、騒音規制法施行令で定める特定建設作業の対象となる建設機械として扱われるため、「特定建設作業の実施の届出」を作業実施の7日前までに、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課へ提出すること。



11) 建設副産物(建設発生土・建設廃棄物)

建設副産物(建設発生土・建設廃棄物)の処理にあたっては、共通仕様書に規定する事項のほか、次によるものとする。

- (1) 請負人は再生資源利用計画書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)の作成にあたっては、「建設副産物に係る情報入力システム(COBRIS)」を活用して作成するものとする。
- (2) 舗装切断時に発生する濁水の処理について
 - ・受注者は、舗装切断作業を行いながら濁水を吸引のうえ、タンク等に貯留し、作業後速やかに濁水を処理施設へ運搬し処分する。
 - ・濁水処理業者の選定については、産業廃棄物の汚泥の中間処分業の許可を所有し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)にて管理できる業者から選定する。
 - ・上記以外の方法による場合は、着手後監督員と別途協議すること。
- (3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の扱い
受注者は、現場で発生する産業廃棄物が適正に処分されたかを処理業者等と堅密に連絡を取り合いながらマニフェストで確認し、最終処理完了後、E票(竣工時に間に合わない場合はD票)と計量伝票を工事監督員に提示し、確認を受けること。
なお、マニフェストの管理については、紙マニフェストの場合は公益社団法人 全国産業資源循環連合会、電子マニフェストの場合は財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが示す手順によること。
- (4) 当該工事で発生する木くずは、産業廃棄物であるため、その処理にあたっては、各清掃工場において産業廃棄物管理票(マニフェスト)にて処理すること。
- (5) 当該工事で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等への処理条件は次のとおりとする。なお、変更が生じた場合は監督員と協議のこと。

○

① 発生残土
(他工事現場等へ流用する場合)

土質種別	〇〇〇土
受入れ施設名等	〇〇〇〇〇
受入れ所在地	〇〇〇〇〇
受入れ条件等	搬入時期については、事前に協議のこと

② その他の処理施設

建設副産物分類				処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等
建設発生土等	建設発生土	土砂	埋立	山口処理場	手) 手稲山口364 TEL 681-3337	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘドロ、泥炭、岩塊(粗大なもの)及び場所杭発生土は不可。 ・搬入土量、期間によって捨土均し費用が必要となるので個別に確認すること。 ・許可(届出)により処理料金は無料
				事前協議先: 清掃) 処理場管理事務所、東) 東苗穂2条2丁目 TEL 783-5314		
		自然石	再生	小橋北豊(株)	南) 川沿18条 1丁目3番 TEL 572-3250	<ul style="list-style-type: none"> ・受入条件等については、確認を要する。 ※小橋北豊: 50cm以上は別途小割費必要 ※札幌リサイクル骨材: 玉石に限る。原則50cm未満まで。ただし、受入条件の詳細は事前に確認すること。
				札幌リサイクル骨材(株)	東) 中沼町45-26 TEL 792-4087	
建設廃棄物	産業廃棄物	コンクリート塊 アスファルト	中間(破碎) 再生	東亜道路工業(株)	東) 東雁来5条 1丁目1番75号 TEL 783-4589	<ul style="list-style-type: none"> ※処理料金有料。 ※再生アスファルトとして売却。 ※受け入れ時間、受け入れ量等については各施設へ事前に確認すること。 注1) 道路工業(株)は現在受け入れ休止中 注2) 札幌リサイクル骨材(株)は事前打ち合わせによる。
				世紀東急工業(株)	西) 発寒10条 14丁目1068番地3 TEL 669-1234	
				注1) 道路工業(株)	豊) 西岡521 TEL 582-6850	
				札幌中央アスコン	西) 福井495番1号 TEL 662-0718	
				札幌環境 資材センター	手) 曙5条5丁目 110番18号 TEL 684-5488	
				注2) 札幌リサイクル 骨材(株)	東) 中沼町45-26 TEL 792-4087	
				石狩アスコン	石狩市新港中央2丁目 757-4 TEL0133-64-1951	
				道央グリーン アスコン	江別市工業町26-6 TEL011-383-3198	
				エコセンター 東札幌	江別市工業町6-5 TEL011-384-1933	
				きたひろ アスコン	北広島市西の里745-6 TEL011-373-7321	
サッポロ アスコン	北広島市大曲工業団地 3丁目7-3	<ul style="list-style-type: none"> ※札幌市内の全ての処理施設が受け入れ不可能な場合のみ使用すること。 ※処理料金有料。 ※再生アスファルトとして売却。 ※受け入れ時間、受け入れ量等については各施設へ事前に確認すること。 				

建設副産物分類		処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等			
建設廃棄物	産業廃棄物	コンクリート塊（無筋・有筋）	中間（破碎）	再生	札幌リサイクル骨材(株) 東)中沼町45-26 TEL 792-4087	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の選考にあたり運賃費等を考慮の上決定すること。 ・分別解体により小割りしたもの(コンクリートブロックも可) ※RH入りコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊は、札幌リサイクル骨材(株)、札幌環境資材センター、(株)松原産業にて受入可。 小橋北豊(株)はRH入りコンクリート塊の受入可。 ※再生砕石で売却 ※世紀東急工業(株)はストック容量92t以下のため、搬入の際は事前確認すること。 	
			小橋北豊(株)	南)川沿18条1丁目3番 TEL 572-3250			
			札幌環境資材センター	手)曙5条5丁目110-18 TEL 684-5488			
			(株)松原産業	白)川下2111-3 TEL 879-6550			
			野田工業(株)	中)盤溪365 TEL 643-1009			
			世紀東急工業(株)	西)発寒16条12丁目1-27 TEL 669-1234			
	木くず	中間（破碎）	再生	城東運輸(株)	北)拓北6番692 TEL 782-8535	<ul style="list-style-type: none"> ・受入条件等については、確認を要する。 ※燃料チップ 	
			再生・処理	札幌市ごみ資源化工場	北)篠路町福移153 TEL 791-6770	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ2m程度(セメント付着、タール・防腐剤類塗布物は不可) ・生木も可(土砂は落とすこと。毒性のもの・草・葉は不可) ※RDFに再生 	
		中間	焼却	発寒清掃工場	西)発寒15条14丁目2-30 TEL 667-5311	<ul style="list-style-type: none"> ・最大辺が50cm以下のもの(セメント付着、タール、CCA防腐剤類塗布物は不可) ・丸太木材等は最大径0.2m以下 	
				駒岡清掃工場	南)真駒内602-30 TEL 582-9733		
				白石清掃工場	白)東米里2170-1 TEL 876-1710		
		破碎	発寒破碎工場	西)発寒15条14丁目2-30 TEL 667-5311	<ul style="list-style-type: none"> ・最大辺が0.5～2.0m以下のもの(セメント付着、タール・CCA防腐剤類塗布物は不可) ・丸太木材等は最大径0.2m以下 ・剪定枝も受入れ可能(一週間以上、乾燥させること) 		
			篠路破碎工場	北)篠路町福移153 TEL 791-2516			
			駒岡破碎工場	南)真駒内602-30 TEL 582-9733			
		汚泥	中間	再生	オデッサ・テクノス(株)	東)北丘珠1条3丁目654 TEL 787-1335	<ul style="list-style-type: none"> ・無機性の泥土、脱水ケーキ、泥水等 ※再生土で売却
				(株)大伸	厚)厚別山本1064-72 TEL 871-2418		
				(株)公清企業	東)中沼町45-23 TEL 792-3770		
			脱水（埋立）	(株)公清企業(エコパーク)	東)中沼町45-23 TEL 792-3770	<ul style="list-style-type: none"> ・有機、無機性 ・受入条件等については、確認を要する。 ※中間処理施設、最終処理(埋立等)は別事業者にて委託 	

建設副産物分類		処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等		
建設 産業廃棄物	廃プラスチック類 (発砲製品)	中間(溶融・固化)	再生	札幌第一清掃(株) 西) 発寒10条 12丁目1-1 TEL 611-9291	※再生原料として売却	
				(有)タイセツ 西) 発寒16条 13丁目3-30 TEL 664-2811		
	廃プラスチック類 (硬質・軟質・塩ビ)	中間(破碎)	焼却・埋立・再生	札幌第一清掃(株)	西) 発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291	※処理後は、焼却後埋立、または再生プラスチックとして売却
				(株)公清企業	東) 中沼町45-23 TEL 792-3770	
				札幌第一清掃(株)	西) 発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291	
				(株)公清企業	東) 中沼町45-23 TEL 792-3770	
	がれき	最終	埋立	札幌企業産業(有)	南) 簾舞24-1 TEL 596-3644	・コンクリートくず、軽量ブロック、レンガ、モルタル等、土砂も可
				山口処理場	手) 手稲山口364 TEL 681-3337	・廃石綿等の受け入れにあたっては、事前に環境局環境対策課に大気汚染防止法に基づく届け出を行っておくこと。
	石膏ボード	中間(破碎)	再生	北清企業(株)	東) 北丘珠3条 4丁目659-22 TEL 791-1101	・計量できる容器に入れる(新材のみ) ・計量は10kg単位とする。 ※新築と解体、改修では料金が違うので注意 ※新築(新材)は再生、解体・改修は埋立
				(株)公清企業	東) 中沼町45-23 TEL 792-3770	・電球 ・蛍光灯 ・水銀ランプ ・ナトリウムランプ ・割らない状態で排出のこと ※蛍光灯の直管、サークル管は1本約250g ※再生原料の製造 (破碎後に金属、ガラス、水銀にそれぞれ再生)
札幌第一清掃(株)				西) 発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291		
北清企業(株)				東) 北丘珠3条 4丁目659-22 TEL 791-1101		
金属くず	中間(選別・破)		(株)鈴木商会	西) 発寒15条13丁目 (西営業所) TEL 662-2211 東) 東雁来町 (東営業所) TEL 875-3540	・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。 ※付着物は除去しておくこと。買い取りの場合もあり。	

建設副産物分類			処理施設名	施設の所在・連絡先	受入条件等	
建設 産業 廃棄物	混合 廃棄物	中間 (選別)	焼却 ・ 埋立 ・ 再生	(株)公清企業	東)中沼町45-23 TEL 792-3770	<ul style="list-style-type: none"> ・処理料金及び受入条件等については、各処理施設に確認を要する。 ・紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、がれき、コンクリートくず、ブロック、陶磁器くず、ガラス等の混合廃棄物の選別 ※選別後は、それぞれの品目を処理できる処分業者に処理を委託し、焼却埋立及び再生
				札幌第一清掃(株)	西)発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291	
				エコライン(株)	東)東雁来 262-132ほか TEL 874-0570	
				丸喜運輸(株)	北)篠路町 拓北6-785 TEL 791-1708	
				(有)丸正北海総業	白)東米里2032 TEL 753-4913	
				北清企業(株)	北)篠路町拓北 6番地591、625 TEL 791-1101	
	防水材	中間 ・ 最終	埋立	角山開発(株)	江別市角山425-14 TEL 385-2669	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト防水材は1m未満に切断 ・アスファルトルーフィングフェルト類は1m未満に切断し空隙の無い状態 ※角山開発(株):焼却後、埋立 ※(株)協和環境サービス:直接埋立
				(株)協和環境サービス	江別市江別太420 TEL 391-2481	
				角山開発(株)	江別市角山425-14 TEL 385-2669	
				(株)協和環境サービス	江別市江別太420 TEL 391-2481	
	ア ス ベ ス ト 非 飛 散 性	最終	埋立	角山開発(株)	江別市角山425-14 TEL 385-2669	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有産業廃棄物(ビニル床タイル含む) ・飛散しないように袋等に詰める ※角山開発(株)は埋立積み替え保管の場合は二次運搬費が必要になるため事前に打合せをすること。
				(株)協和環境サービス	江別市江別太420 TEL 391-2481	

注) 産業廃棄物の処理を委託する際はマニフェスト伝票処理をする。



26) 現場管理について

受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

《名札の例》

監理(主任)技術者	
<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写真 縦3cm×横2cm 程度 </div>	氏 名 ○○ ○○ 工 事 名 ○○○○工事 工 期 自 ○○年○○月○○日 至 ○○年○○月○○日 会 社 株式会社◇◇◇◇◇ <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin-left: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;"> 印 </div>

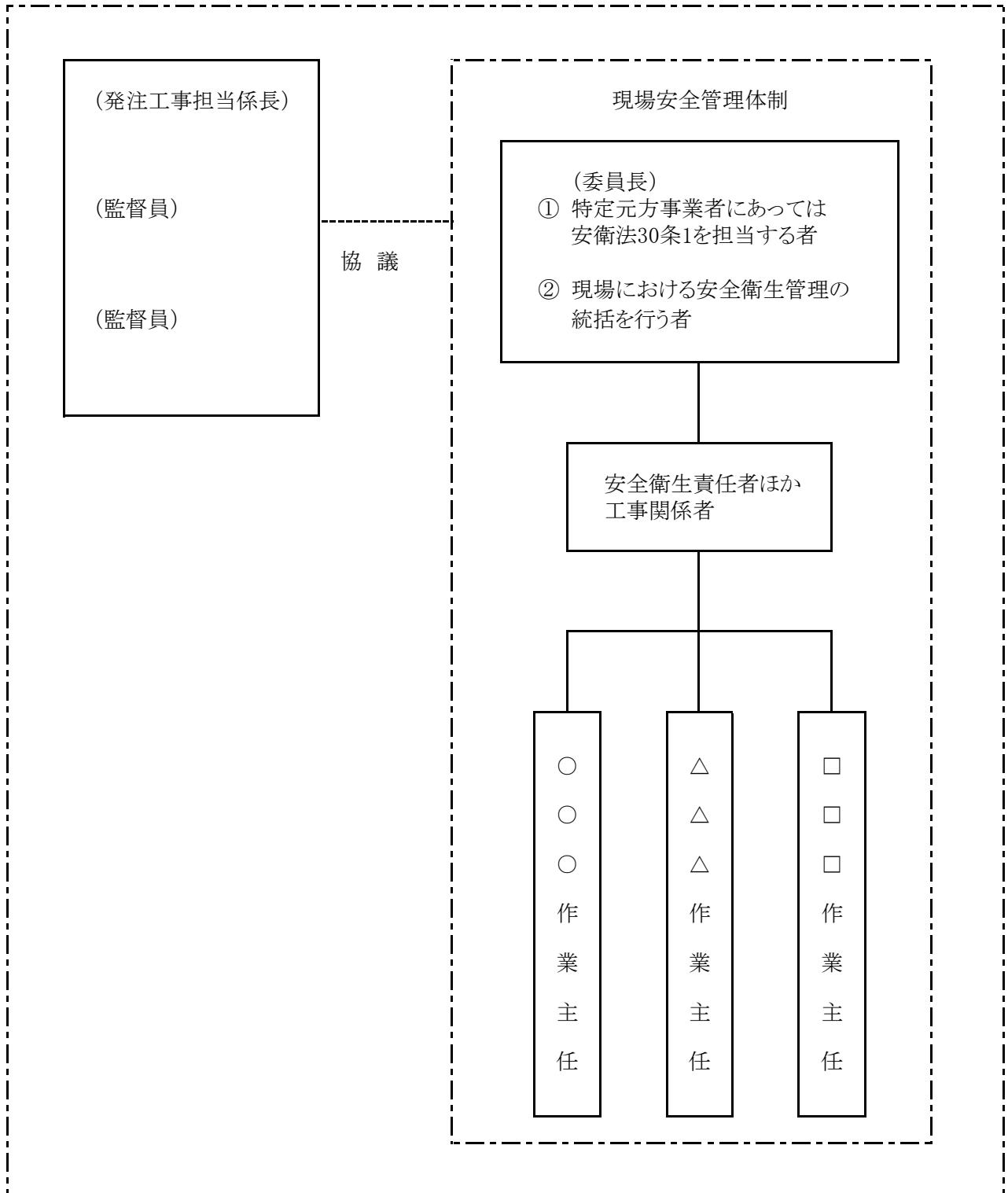
注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。



27) その他

〇〇工事 安全管理現場委員会



※委員長 ①受注者が特定元方事業者である場合は、現場において安衛法30条1を担当する者
 ②受注者が特定元方事業者とならない場合は、現場において安全衛生管理の統括を行う者
 (例:現場代理人)

※現場安全管理体制は、現場規模・工種等を勘案し適切なものとする。

○ 2. 使用資材関係

□ 1) コンクリート再生骨材

使用工種	名称・規格
設計書に記載のとおり	コンクリート再生砕石(40~0mm級)

(1) 上記工種材料については、セメントコンクリート再生骨材を使用することとし下記仕様によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議のこと。

(2) 上記の再生骨材は、下記の再生施設より搬入(購入)することとする。なお、積算上は下表で○を付した施設を想定している。

名称・規格	再生処理場名	積算運搬距離	DID	施設所在地
コンクリート再生骨材	○ 札幌リサイクル骨材(株)			東区中沼町45番地26
	○ 小橋北豊(株)			南区川沿18条1丁目3番
	○ 札幌環境資材センター			手稲区曙5条5丁目110番地
	○ (株)松原産業			白石区川下2111番地3
	○ 野田工業(株)			中央区盤溪365番地

(3) 一般

①コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績結果によること。確認の頻度は、製造施設毎に年2回以上とする。移動式破砕機による現場内或いは一時保管施設において製造する再生骨材の品質は、その代表するコンクリート塊により製造したもので試験を行い確認する。

②コンクリート再生骨材を路盤材等に使用する場合は、基本的に100%で使用するものとする。

③本特記仕様書で規定する以外については、「各共通仕様書」等の各種関連要領によるものとする。

(4) 路盤材料

①コンクリート再生骨材による路盤材料は、表-1に示す品質規格と凍上試験に合格したもので、監督員の承諾を得た材料を使用するものとする。

表-1 コンクリート再生骨材による路盤材料の品質規格

品質規格	試験方法	アスファルト舗装用下層路盤及び歩道路盤	コンクリート舗装用	
			下層路盤工	上層路盤工
修正CBR	舗装試験便覧(最大乾燥密度の95%)	30%以上	20%以上	80%以上
すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	45%以下	
安定性損失量	JIS A 1122	20%以下	20%以下	
75μmふるい通過量	5mm以下について(付表2-4 骨材洗い試験)	15%以下	15%以下	

[注1]すりへり減量試験において、材質分類はJIS A 5001により、試験方法はJIS A 1121による。

[注2]安定性損失量は上表の規格によらないが監督員に報告すること。

[注3]凍上試験は地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法(JGS0172-2003)、道路土工要綱の資料-13土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法(JHS112)による。

②コンクリート再生骨材による路盤材料は、細長い或いは扁平な石片、ゴミ、泥、内装材、木片及び有機物などの含有量を含んではならない。

③コンクリート再生骨材による路盤材料の粒度範囲は、表-2を標準とする。

※上表空欄箇所については、仕様書・舗装再生便覧(平成22年11月(公社)日本道路協会発行)等に示す標準配合の範囲内で、各プラントが標準的に出荷するアスファルト混合物の配合とする。

○

5) 本工事に使用する生コンクリートの標準配合は、下記の○印を付したものとする。

	配合種別記号	設計基準強度 N/mm ²	粗骨材の最大寸法 mm	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	最少単位セメント量 Kg/m ³	適用する構造物
○	C-1	—	20又は25	8	4.5	—	—	均し及び埋戻しコンクリート、縁石、仕切石等の基礎コンクリート
	C-1P						270	
○	C-4	18	40	5	4.5	55	—	上記以外の基礎コンクリート、中詰めコンクリート
	C-4P			8			270	
	C-10	18	20又は25	8	5	55	—	胴込め、裏込めコンクリート
	RC-1	21	40	12	4.5	55	280	鉄筋構造物等

○

6) 本工事において、使用する生コンクリート及びセメントは、設計図書などで特に指定のある場合を除き、グリーン購入法公共工事特定品目である混合セメントの使用を標準とする(下表参照)。なお、現場条件等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。

混合セメント	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。 (A,B,Cの3種あり、B,C種が30%を超える。ただ道内ではB種のみが流通している。)
	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。

○

11) 指定材料について
本工事において使用するセメント・混和材料・セメントコンクリート製品一般・塗装一般・アスファルト混合物・種子・肥料・芝生・コンクリート再生骨材については事前に「承諾願い」を提出すること。



12) 本工事において使用する遊具・四阿・ベンチ等は、「製造物責任法に対応する保険」に加入している製造会社の製品とする。

受注者は、事前に製品仕様書(様式3)(承認図、保険証書の写し等を添付)を「承諾願い」に添付し、監督員に提出すること。

また、製品納品時には品質証明書兼出荷証明書(様式4)を「試験成績書」に添付し提出すること。※成果品納品時には保険証書の写しは不要とする。



13) 木材の防腐処理の品質管理について

防腐処理が必要な木材を使用したときは、日本工業規格JIS9002により防腐処理を行い、保存処理の品質については、日本農林規格JAS K4もしくは(公財)日本住宅木材・技術センターのAQ1種以上が望ましい。また、この品質規格を確認できない場合は、同等以上の品質が確保されていることが確認できる書類を監督員に提出すること。

3. 施工関係

1) 掘削に当たっての留意点

掘削の深さが1.5mを超える場合は、切取面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、原則として土留工を施すこと。（「建設工事公衆災害防止対策要綱」令和元年9月2日（国土交通省告示496号））

2) 埋設物の確認について

道路上のみならず、公園内の埋設物についても確認をし、掘削時においては、細心の注意を払い施工すること。



5) 塗装

(1) 造園工事に使用する遊器具・パーゴラ等の鉄部塗装および木部塗装については、札幌市造園工事標準図の鉄部塗装特記仕様・木製品特記仕様によるほか、同等品以上とする。

(2) 塗装膜厚の測定を以下のとおり行うこと。

	対象	測定基準
①	札幌市造園工事標準図製品(標準図にないスプリング遊具、車止、ベンチ、園名板、シーソー等の小型製品ならびに、標準図製品に軽微な変更を加えたものを含む)	1製品あたり5箇所 または、メーカーが保有する試験成績表など
②	上記以外の製品	1製品あたり5箇所
③	現場製作品(製品以外)	1作工物あたり5箇所

※部材が多いものについては、監督員と協議のうえ測定箇所数を増加すること。

※①、②で、同一製品が多数ある場合は、3基に1基を対象とすることができる。

ただし、ISO9001、SP、SP-L認定を受けている製造業者の現場塗装を行わない製品の場合は、上記記録及び塗装状況写真の提出を省略することができる。

(3) 現場塗装を行う製品または作工物については、塗装状況の工事写真にて、塗装材が確認できるようにすること。

また、塗装膜厚測定記録(様式2)を提出すること(省略不可)。



6) 「給水工事」及び「排水設備工事」に係わる札幌市指定工事業者の指定について

(1) 給水装置を設置する際は、札幌市が指定する「指定給水装置工事事業者」の中から業者を選定し施工にあたること。

(2) 排水装置を設置する際は、札幌市が指定する「排水設備指定工事業者」の中から業者を選定し施工にあたること。



7) 水圧試験については「給水装置工事設計施工指針(札幌市水道局)」による。

給水装置を設置した時は、次の要領により水圧試験を行い、監督員の段階確認を受けること。

(1) 給水栓又は散水栓に水圧試験器を取り付け、充水(エア抜き)を行う。

(2) 1.0MPa水圧を2分間加圧する。(1.0MPa水圧0分時と1.0MPa水圧2分時の写真をとる)

(3) 漏水の有無を確認する。

(4) 竣工時、水圧試験報告書(特に書式なし)を写真、図面とともに提出すること。



8) アスベスト等の有害物質の確認について

四阿や便所等の撤去解体にあたっては、事前に目視調査等によりアスベスト等の有害物質の有無を確認すること。

アスベスト等の有害物質を確認または疑われる場合は、作業を中止し、取り扱い等について直ちに監督員と協議すること。

その他の有害物質についても同様とする。



9) 特定外来生物(植物)について

施工開始前に特定外来生物(植物)の有無について確認し、監督員に報告すること。

特定外来生物(植物)が確認された場合は、速やかに監督員に報告の上、取り扱い等について事前に協議すること。

特定外来生物(植物)の防除の手続き等については、「土木工事共通仕様書 1-1-1-54 特定外来生物(植物)について」による。

道条例に基づく指定外来種(植物)が確認された場合についても、取り扱いについて監督員と協議すること。



10) 工事現場等で使用する自家用電気工作物に係る手続きについて

工事現場等において、出力10kW以上の可搬型の発電機等を使用する場合は、電気事業法に基づき、自家用電気工作物としての必要な手続きを行うこと。

塗装膜厚測定記録簿

工事名				測定日	令和 年 月 日
測定会社				測定者	印
塗装種別(方法)	現場塗装 工場スプレー塗装	焼付塗装	静電粉体塗装	備考	
規格値 (合計厚)	熔融めっき 99 μ 以上 電気めっき 58 μ 以上	84 μ 以上	64 μ 以上	・めっき厚を含む	
		43 μ 以上	23 μ 以上		

※塗装種別(方法)の規格値に○をすること。

塗装厚測定表

品 名	規定値	1	2	3	4	5	合計厚	平均厚
								μ
								μ
								μ
								μ
								μ
								μ
								μ
								μ
								μ
								μ
								μ
								μ
								μ
								μ
								μ
								μ

製品仕様書

発行日 令和 年 月 日

御中

発行元

印

工事名：

製品番号	製品名	数量	単位

1. 使用材料

※JIS規格の鋼材はJIS G 0404の規定に基づき検査されたものとする。

番号	名称	形質	規格等	備考
1				
2				
3				
4				

2. 材料保護材

□ 札幌市造園工事標準図仕様書に準じるものとする。

- a. 溶融亜鉛めっき処理 JIS H 8641 2種 あるいは同等以上とする。
□b. 電気亜鉛めっき処理 JIS H 8610 2種3類 あるいは同等以上とする。
□c. 配管用炭素鋼管(SGP)使用 JIS G 3452 白管:亜鉛めっきを施したものとする。
□d. めっき後の加工に対する防錆処理 □ 有 □ 無
□e. 加圧式保存処理 JIS A 9002
□f. その他

3. 塗装

- a. 工場内スプレーまたはハケ塗装仕上 (対象部材:) □d. 静電粉体塗装仕上 (対象部材:)
□b. 現場(ハケ)塗装仕上げ (対象部材:) □e. 木材保護着色塗料(ハケ)塗装仕上 (対象部材:)
□c. 焼付塗装仕上 (対象部材:) □f. その他 (対象部材:)
□図示による

4. 保険

□ 製造物責任法に対する保険の種類

()

5. 添付書類

- a. 承認図面 □c. 製造物責任法に対応する保険証書の写し
□b. 製品の構造計算書 □d. その他

6. 品質証明書提出時の添付書類

鋼材部

- a. 製作状況写真(溶接後、切断、穴あけ、加工など)
□b. 主にめっき後の加工箇所に対する防錆処理を確認できる写真
□c. 材料の試験成績表等の書類
□d. 塗装状況写真(下塗り、中塗り、上塗り、塗料など)
□e. 塗膜厚測定写真および塗膜厚測定記録簿

コンクリート部

- f. 圧縮強度の試験成績表

木材部

- g. 防腐・防蟻に関する写真管理(処理前後の写真など)
□h. 塗装状況写真
□i. 保存処理証明書(JASまたはAQでの性能区分による同等以上の品質が確保されていることがわかる書類)

・但し、以下の認定を受けている場合は、上記書類(6.a~i)の提出を省略することができる。

- a. ISO9001 省略する書類()
□b. SP・SPL 省略する書類()

※監督員が求めた場合は、材料の品質管理の方法を規定する書類(ISO品質マニュアル等)を提出すること

